慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国際法学説における「ウェストファリア神話」の形成(三・完) : 一七世紀後半から一九世紀の「国際法」関連文献の検討を通じて
Sub Title	The birth of the "Westphalian Myth" in the history of international legal studies (3)
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.8 (2007. 8) ,p.1- 28
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070828-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際法学説における「ウェストファリア神話」の形成（三・完）

――一七世紀後半から一九世紀の「国際法」関連文献の検討を通じて――

明石欽司

序論：問題の所在
第一章　一七世紀後半の「国際法」関連文献における「帝国」及びウェストファリア条約
第一節　プーフェンドルフ
(一)『自然法及び国際法論』（一六七二年）
(二)『ドイツ帝国国制論』（一六六七年）
1『ドイツ帝国国制論』における「帝国」とウェストファリア条約
2『ドイツ帝国国制論』におけるプーフェントルフの意図
――*"irregulare aliquod corpus et monstro simile"* を巡って――
(三)評価
第二節　ラッヘル：『自然法及び国際法論』（一六七六年）
第三節　テクスター：『国際法要論』（一六八〇年）
第四節　ズーチ：『フェーキアーリスの法と裁判』（一六五〇年）
第五節　第一章のまとめ……（以上八〇巻六号）
第二章　一八世紀の「国際法」関連文献における「帝国」及びウェストファリア条約
第一節　ドイツの諸学者
(一)グントリンク
(二)ヴォルフ
(三)モーザー

1　国際法関連著作
(a)　「帝国」への言及
(b)　ウェストファリア条約への言及
2　『ドイツ対外公法』（一七七二年）及び『ドイツ近隣公法』（一七七三年）
3　『帝国宮内法院の活動からのウェストファリア条約の解明』（一七七五／七六年）
4　帝国国制関連著作
5　評　価
(四)　グラファイ
(五)　ギュンター
(六)　マルテンス
第二節　ドイツ外の諸学者
(一)　バインケルスフーク
(二)　ヴァッテル
第三節　一八世紀「国際法史」研究におけるウェストファリア条約
(一)　マブリー
(二)　ワード
(三)　コッホ
第四節　第二章のまとめ……（以上八〇巻七号）
第三章　一九世紀国際法関連文献における「帝国」及びウェストファリア条約
第一節　一九世紀初頭のドイツにおける若干の国際法概説書
——ザールフェルト・シュマルツ・クリューバー——
第二節　一九世紀初頭のドイツ外の国際法関連文献
第三節　ホイートン
第四節　一九世紀中葉以降の国際法関連文献
(一)　ドイツ内の諸学者による著作
(二)　ドイツ外の諸学者による著作
1　英米系の諸学者
2　フランス系及びその他の諸学者
第五節　第三章のまとめ
結　論……（以上本号）

第三章　一九世紀国際法関連文献における「帝国」及びウェストファリア条約

第一節　一九世紀初頭のドイツにおける若干の国際法概説書

——ザールフェルト・シュマルツ・クリューバー——

帝国崩解直後の一八〇九年にはザールフェルト（Friedrich Saalfeld）が、『欧州国際法体系概説』（*Grundriß eines Systems des europäischen Völkerrechts*）[211]を著している。同書ではその「序論」中に「国際法及び国際法研

究の歴史」と題される節が設けられているが、その中心は学説史であって、国家実行への言及は見られない。[212] また、本論においても国家実行が挙げられることは少なく、[213] 帝国国制への言及も見られない。また、「平和の回復」（第四章）に関連する叙述[214]においても、講和会議の開催から講和条約の締結までの一連の過程や「講和条約の原則及び基礎」が抽象的に論じられるのみで、ウェストファリア条約やその他の前例が挙げられることはない。

但し、ザールフェルトは一八三三年に『実定国際法便覧』（*Handbuch des positiven Völkerrechts*）[215]を公刊しており、そこでは若干の変化が見られる。（同書は前著の基本体系を維持しつつも、前著が本文一九〇頁であったものが、同書では三八〇頁を超えるほどまで大幅に加筆されている。）即ち、「序論」における国際法の歴史に関する記述の中で、過去三世紀間に生じた若干の事件や政治的交渉が「実定国際法の形成史において画期的（epochemachend）であるとみなされ得る」として、その例として「ウェストファリア講和条約及びユトレヒト講和条約」が挙げられているのである。[216] しかしながら、それ以上の特別な言及は見出されない。

また、シュマルツ（Theodor von Schmalz）は、一八一七年の『欧州国際法』（*Das europäische Völker-recht*）[217]における「欧州諸国」に関する記述の中で、「スイス人の連合（der Bund der Schweizer）、そしてとりわけドイツ諸侯の新たな連合は、今や欧州外交の中で独特の意義を有する」とした上で、ドイツ連合[218]は「真の国家連合」（ein wahrhafter Staatsbund）であると評価している。[219] つまり、彼はドイツ内の近年の変化を国際法の枠組の中に採り入れているのである。

また、このシュマルツの著作では事例引用が頻繁に行われているが、殆どが一八世紀以降のものである。そのような中で、ウェストファリア条約への言及は次のように行われている。即ち、諸国民の独立を巡る議論の中でシュマルツは勢力均衡に触れ、「占有状態（Besitzstand）のみが外面的権利を確固たるものとする」として、その占有状態の起源の証明が重要であると考え、「ウェストファリア条約は欧州の大部分にとって、占有に関する

そのような規範（Norm）であった」とするのである。[220] この記述では、ウェストファリア条約が大部分の欧州世界にとっての維持されるべき勢力均衡状態の基準を提供することが論じられており、その限りにおいて同条約が欧州国家間関係の基本となっていることが示されているものと言えよう。

クリューバー（Johann Ludwig Klüber）は、一八一九年の仏語版国際法概説書（*Droit des gens moderne de l'Europe*）[221]上梓後、その内容に若干の修正を加えて一八二一年に独語版『欧州国際法』（*Europäisches Völkerrecht*）[222]を公刊している。この独語版においては、「序論」の第二章（「国際法の文化史（Cultur Geschichte）及び文献」）が国際法史の記述に当てられているが、ウェストファリア条約には触れられていない。[223] また、同書では事例が豊富に引用されているが、殆どは一八世紀以降のものである。それでも、帝国等族に関する議論は若干存在しており、特に、「半主権国家」が国際法上の制約された権利を有するとの議論の中で帝国等族が挙げられ、更にそれに関連してＩＰＯ第八条第二項が註で紹介されている。[224] 但し、ドイツ及びイタリアにおけるかつての「半主権国家」は現在では主権国家となったか、或いは何れかの主権国家に完全に服属することとなったとされており、[225] 帝国等族を巡る問題は既に過去のこととして処理されている。

尚、一八〇一年から翌年にかけてフォス（Christian Daniel Voß）が全四巻の『一八世紀の最重要な同盟及び講和の精神』（*Geist der merkwürdigsten Bündnisse und Friedensschlüsse des achtzehnten Jahrhunderts*）[226]を公刊している。この著作は、「条約史」の専門的研究の継続として捉えることができる。同書は、第一巻でユトレヒト・ラシュタット・バーデンの各条約を扱い、それら諸条約の締結の背景や交渉過程、そして条約規定の内容について論ずるという形式が採られ、第二巻以降も同様に記述が進められている。そして、その記述の際にはドイツ帝国やプロイセン王国に関する事項が多く採り入れられている。内容的には法的議論の展開は殆ど見られず、同盟条約及び講和条約を通じての国際政治史としての性格が強い。また、記述の対象が（表題に示されている通

り）一八世紀に限定されているために、ウェストファリア条約への言及は見られない。

第二節　一九世紀初頭のドイツ外の国際法関連文献

以上では、ドイツにおける国際法概説書を見てきたが、それ以外の地域の文献についてはここで論じることは殆どできないように思われる。それは、筆者（明石）の資料収集能力の問題であると同時に、一九世紀初頭は新たな国際法概説書の登場が、その前後の時期と比較して、少数にとどまっているように思われるという事情にもよる。その原因についてここで詳細に検討することは不可能であるが、ヴァッテルの『国際法』及びマルテンスの『概説』がこの時期に版を重ねていること[227]を考慮すれば、この二著作の成功が後続する体系書の公刊の必要性を減殺したことが一因となったものと推測される。

このような状況の中で、一八一七年から翌年にかけて上梓されるのが駐仏プロイセン外交官であったシェル（F. Schoell）によるコッホの『講和条約略史』の改訂増補版[228]である。

このシェル版『講和条約略史』におけるウェストファリア条約の評価はその「序論」の中に登場するが、シェルはコッホによる評価を基本的に受け継いでいると言える。即ち、コッホが同条約を「近代政治の淵源」（la source de la politique moderne）としていた箇所をシェルは「近代政治の要」（le pivot de la politique moderne）としている。また、同条約が「基本条約」（le traité fondamental）とされている点は同一である[229]。

ところで、このシェルの改訂増補がいかなる性質を有するものであったのかという問題は、非常に興味深い。コッホ版全四巻の中で、第一・二巻では北欧を除く欧州諸国間の条約が扱われ、ウェストファリア条約から一七八三年のヴェルサイユ条約までが論じられており、第三巻では北欧諸国間の諸条約が、そして第四巻ではキリスト教国とトルコとの間の諸条約に加えて「フランス共和国」と反仏同盟諸国間の諸条約が扱われていた[230]。これに

対して、シェルは全体を一五巻に纏め直す中で、「序論」や諸々の資料にもかなりの加筆を施しつつ、特に、ヴェルサイユ条約以降一八一五年のヴィーン条約及びパリ条約までの記述を独自に行っている。その結果、第四巻から第一一巻まではシェルによって執筆されていることになる。（第一二巻から第一四巻までが、再びコッホ版を基にした記述（北欧・対トルコ諸条約）となっている。また、第一五巻は講和条約一覧である。）

したがって、シェル版はコッホ版の単なる改訂増補版というよりも、コッホの構想に沿ってはいるが、実質的にはシェル版独自の存在価値が認められるべきものであると判断される。実際に、次に見るホィートンは、コッホの名を明示することなく、シェル版を参照しており、『講和条約略史』改訂増補版を恰もシェル自身の創意による著作として扱っているのである。

尚、このシェル版については、一八世紀中葉に更にガルドゥン（Comte Guillaume de Garden）により改訂増補版（全一五巻）が公刊されている。しかし、その内容には、シェル版以降の新たな出来事についての加筆はあるものの、コッホ版に対してシェルが施した加筆及び増補ほどの変更は見られない[231]。

第三節　ホィートン

米国の外交官であったホィートン（Henry Wheaton）の国際法関連の主著は、概説書である『国際法要綱』（*Elements of International Law*）（英語初版一八三六年[232]）と国際法史概説書である仏語版『欧州国際法史』（*Histoire des progrès du droit des gens en Europe*）（初版一八四一年[233]）（及び仏語版に大幅な改訂及び増補を行った英語版『欧米国際法史』（*History of the Law of Nations in Europe and America*）（初版一八四五年[234][235]））であろう。

『国際法要綱』においてホィートンは「カール五世及びその継承者のもとでのスペイン及びオーストリア家の拡大を抑制するという目的は、最終的にウェストファリア条約によって達成され、同条約は長きにわたり欧州の

成文公法（the written public law of Europe）を構成した」[236]として、欧州国際秩序にとってのウェストファリア条約の長期的重要性を主張していた。

この主張は『欧州国際法史』において、より一層強調されることになり、しかもそれは同書の構成自体を規定することになる。即ち、先ずその冒頭で「ウェストファリア条約以前の欧州において国際法がもたらした進歩の歴史の概説」[237]が論じられた後に、比較的短い「序論」[238]が挟まれ、それに続く本論がウェストファリア条約から始められているのである。

ウェストファリア条約の価値が特に強調されているのは、同書の「序論」である。その冒頭には次の二文が置かれている。「ウェストファリア条約の時期を近代国際法の歴史を辿り始める時期として選択することには理由があった。この出来事は欧州文明の進歩における重要な紀元（ère）として際立つのである。」[239]更に、この「序論」中では「ウェストファリア条約は欧州公法の基礎（la base）を形成し続けたのであり、またフランス革命に至るまで欧州の主要な諸国間の各講和条約において常に更新され確認されたのである」として、同条約を「欧州公法の基礎」とする理解が示されている。[240]

しかも、ホイートンは次のように述べることにより、同条約を国際法学の進展にとっても意義深いものとしている。「グロティウスの世紀を終了させるウェストファリア条約は、（オランダやドイツにおける彼の弟子や継承者である）公法学者の新学派の創設に合致する。同条約は帝国の公法の法典を完成させ、それはドイツの大学において注意深く養育された学問（une science）となったし、また欧州公法に関する学問全般（la science générale du droit public européen）の拡大に力強い貢献を行った。」これに加えて、「同条約はまた、常駐使節確立の時代をも記したのであり、常駐使節により欧州諸国の平和的関係がそれ以降維持され、またそれは（最初は外交関係において、そしてそれに続いて国際法の議論において）広範に流布するフランス語の使用と共に、グロティウスに

より創始され、彼の継承者により完成された新たな学問に対してより一層実際的な性格を付与することに寄与したのである」ともされているのである。(241)

英語版『欧米国際法史』においても、「序論」に続く本論をウェストファリア条約に関する記述から開始するという構成が採用されている。そして、大幅な改訂及び増補にも拘らず、その本論の冒頭(242)は仏語版と同様の内容であり、またそれに続く一〇頁を費やして展開される同条約に関する議論(243)の中でも前述の仏語版の文章は殆ど逐語的に英訳されているのである。(244)

このようにホィートンは、近代国際法学の始点にウェストファリア条約を置き、同条約を「欧州公法の基礎」とすると同時に、帝国公法の完成及び欧州公法学の進歩に寄与したと評価する。ここには国際法学における「ウェストファリア神話」そのものが登場していると言えよう。

また、帝国等族に関しては、『欧州国際法史』において「それ［ウェストファリア条約］は、三五〇の帝国の主権的等族（états souverains de l'Empire）を皇帝から殆ど独立のものとした」(245)とされており、また、英語版では帝国国制に関する記述に六頁以上の紙幅が割かれている。(246)その内容は、単純に領邦の主権国家化を説くものとはなっていない。それでも、等族を主権的存在とする点では「神話」と同内容であるとしてよいであろう。(247)

第四節　一九世紀中葉以降の国際法関連文献

㈠　ドイツ内の諸学者による著作

ホィートンの『欧州国際法史』の公刊から間もない一八四四年にヘフター（August Wilhelm Heffter）は彼の国際法概説書の独語初版(248)を上梓している。同書の「序論」（Einleitung）には、次のような記述が見られる。「一七世紀に初めて宗教的喧騒に平静がもたらされた。権力者たちの政治がウェストファリア講和会議での成功を祝

した。」但し、それは「パンドラの箱」でもあったが、それでも「ウェストファリア条約」は欧州南西部の諸国家の存立（der südwestliche Europäische Staatenbestand）と勢力均衡の永続的基礎となり、またより古き外交と最新の外交の間における転換点となったのである。[249]」

このようにヘフターは、「欧州南西部」に限定しつつも、ウェストファリア条約を諸国家の永続的存立基盤としており、同条約を「欧州国家間関係の基礎」とする認識を示していると言える。また、帝国等族に関しては、「半主権国家」を巡る議論の中で、「[半主権国家とその上位権力の]関係がかつてドイツの領邦権力に当てはまった」とし、また現在の例として「ドイツ連合」（der Deutsche Bund）内の関係を挙げている。[250]つまり、帝国等族に関する事柄は既に過去のものとされているのである。

また、H・B・オッペンハイム（Heinrich Bernhard Oppenheim）は、一八四五年にフランクフルトを発行地として『国際法体系』（*System des Völkerrechts*）を上梓し、一八六六年には同書の第二版[251]を公刊している。この第二版の第三章「近世実定国際法の歴史」（Geschichte des positiven Völkerrechts der neueren Zeit）第二節において、オッペンハイムは、「ウェストファリア条約は最初の欧州講和であり、欧州国家系の礎石（der Eckstein des europäischen Staatensystems）であったし、今日においてもなお我々の学問の基礎（ein Fundament）である」としてから、同条約の内容を説明した上で、第三節で同条約の影響についても論じている。[252]即ち、ここでは同条約を「欧州国家間関係の基礎」とする認識が明白に示されている。尚、彼は第六章（「主権」（die Souveränetät））に関する説明の中で、ＩＰＯを例にして帝国等族の領邦高権（Landeshoheit: *Jus territoriale*）や同盟条約締結権について論じており、[253]依然として帝国等族を国際法の枠内で論じている点は興味深い。

更に、ホルツェンドルフ（Franz von Holtzendorff）は全四巻の『国際法便覧』（*Handbuch des Völkerrecht*）と題する著作を一八八五年から一八八九年にかけて公刊している。その中で国際法の基礎概念や法源、更には歴

史が論じられているのが、『国際法序論』（*Einleitung in das Völkerrecht*）と題された第一巻[254]である。

この第一巻におけるウェストファリア条約に関する記述は、国際関係の通史的記述を扱う第三部（Drittes Stück）「ウェストファリア条約までの国際法及び国際関係の歴史的展開」の最終第七章（「宗教改革期」）に見出される。特に、「三十年戦争とウェストファリア条約」と題された節では、これまでに検討の対象としてきた諸々の国際法概説書に比較してかなり詳細にウェストファリア条約についての分析が試みられている。その中でホルツェンドルフは、「同条約の内容は、ドイツ帝国国法（das Deutsche Reichsstaatsrecht）・教会法・国際法という三つの視点から評価され得る」としつつも、「一六世紀中葉以降のドイツにおいては、国法と国際法を区別することは困難となった」としており、国際法と帝国国法との交錯を意識している。また彼は、「ドイツは法的・政治的奇形（ein juristisch-politisches Monstrum）へと落ちぶれた」とし、「ウェストファリア条約以後、皇帝の尊厳と帝国国法は実際上名目だけの遺物となってしまった」とするなど、帝国の状況にも言及している[255]。

それでも、ホルツェンドルフの関心はウェストファリア条約の国際法上の地位にあることは明白であり、それは次のような評言に現れる。即ち、彼は「[ウェストファリア条約は]フランス革命に至るまで欧州公法の中心的文書（Haupturkunde des öffentlichen Europäischen Rechtes）として妥当した[256]」とし、また宗教や国内体制を国際関係上問題視しないことと主権国家の平等を一般的に承認し且つ帝国等族のような弱小国家に法的保証を与えたことなどを通じて「[同条約は]近代国際法発展の出発点を記している」としているのである[257]。

本節の最後にリスト（Franz von Liszt）の著作にも触れておきたい。リストが『体系的国際法』（*Das Völkerrecht systematisch dargestellt*）（初版一八九八年[258]）においてウェストファリア条約に関して触れている箇所は、「序論」の第三節（「国際法の歴史」）である。そこで同条約に関して具体的に挙げられている事柄は、「キリスト教諸国の絶対的平等」、「欧州の勢力均衡原則」、「オランダ及びスイスの独立の承認」等であって、何れも目新し

いものではない。しかし、国際法史が五期に区分されて紹介される中で、第一期「一六四八年まで」[259]と第二期「一六四八年から一八一五年まで」[260]の区切りとして「一六四八年」が使用され、第一期の最後で同条約が論じられている点は、それ以前に登場した国際法概説書とは若干異なる視点で国際法の通史が捉えられているものとも言える。それでも、何れにしろ、リストがウェストファリア条約を国際法史上の画期的出来事として理解していることは確実である。[261]

(二) ドイツ外の諸学者による著作

1 英米系の諸学者

この時期の英国の国際法研究者の中では、オックスフォード大学教授（Regius Professor of Civil Law）であったトゥイス（Travers Twiss）が「ウェストファリア神話」受容の一つの典型例を示している。彼は一八六一年に上梓した国際法概説書[262]の「序言」において次のように宣言している。

「ウェストファリア条約が［同書の記述のための］適切な出発点として採用された。何故ならば、その出来事は諸国家（Commonwealths）の交流における新たな時代へと導いたからである。即ち、ミュンスター条約及びオスナブリュック条約は欧州諸国にとって領域主権原則（the Principle of Territorial Sovereignty）の最初の実際的承認であり、当該原則を維持するための欧州協調のための基礎（a groundwork）を提供しているのである。[263]」

またケンブリッジ大学をはじめ、英米で教鞭を執ったローレンス（Thomas J. Lawrence）は、一八九五年出版の国際法概説書（*The Principles of International Law*）中の国際法の通史的記述において、ウェストファリア条約が「我々の時代に至るまで欧州国家系を規律してきた一連の偉大な公的文書（public instruments）の最初のものである」とし、「一六四八年以来、近代国際法は自己に匹敵するような別個の体系（rival system）を有

することはなかった」としている。[264]

更に、ケンブリッジ大学教授であったウェストレイク（John Westlake）の著作にも目を向けたい。彼は、（二○世紀初頭に公刊した）国際法概説書[265]の第一巻第四章（「国家の起源、存続及び消滅」）において、「文明世界の現実的国家系（the actual state system）は、一六四八年に三十年戦争を終了させたウェストファリア条約から始まる」[266]としているが、同書公刊以前の一八九四年に『国際法の原則に関する諸章』（*Chapters on the Principles of International Law*）[267]を上梓している。同書は詳細な体系書ではないが、その内容には国際法史や国際法の諸原則についての彼の理解がよく示されており、とりわけ、ウェストファリア条約に関しては同書第四章（「ウェストファリア条約とプーフェンドルフ」）において詳細に論じられている。ウェストレイクは同条約の国際法上或いは国際政治上の重要性について六点（それは何れも「ウェストファリア神話」を基礎付けるものと言ってよい。）挙げた後に次のように述べている。「今や［欧州に］社会が存在するのであり、『社会あるところ法あり』（*ubi societas, ibi jus est*）という格言が自己の正当性を示したのである。[268]」

このようにトゥイス、ローレンス及びウェストレイクは欧州社会の国家間関係や近代国際法の始点としてウェストファリア条約を位置付けている。それに対して、エディンバラ大学教授であったロリマー（James Lorimer）が一八八三年に公刊した『国際法原論』（*The Institutes of the Law of Nations*）[269]では、ウェストファリア条約についての独特の評価が示されている。

同書ではウェストファリア条約が二箇所で言及されているが、ここではその第一のものについて、若干詳細に紹介することとしたい。同条約への言及は、第一篇（「法源」）第三章（「条約」）の議論において、ロリマーの国際法観とも呼ぶべきものが反映されている次のような文脈中に見出される。

先ず、ロリマーは条約に関する彼の観念を述べる。「より偉大な諸条約は、それらが属する歴史の時代の国際

的経験を要約しているものと正しくみなされる。そして、我々がそれらを入手するための恐るべき費用を考えるとき、それらが我々に何も教示しないとするならば、それは全く嘆かわしいであろう。それらを単に無目的の努力と果実をもたらさない苦痛の記念碑であるとみなすことは、人間ではなくして神の賢慮を信じないことであろう。それらはそれ自体で教訓的な出来事（instructive events）である。[270]」その上で「まさに教訓的（directly instructive）である諸条約の中で、最も強く記憶に残るのは偉大なるウェストファリア条約である」とする。そして、次のように続ける。

「多方面において、それ［ウェストファリア条約］は法を事実と調和させたのであり、ゆうに二世紀間を超える期間、それらの面において人類の大部分の運命を規律したし、［現在も］依然として或る重要な方法で国際的な諸観念に対して、その非当事者の［諸観念］に対してすらも、寄与しているのである。ドイツにおける宗教改革の政治的帰結の、そしてオランダとスイスの独立の法律上の承認（the recognition *de jure*）は、権利と事実がそれらの本性において不可分であるという原則、そして国際法はそれを見るままにそれら［事実］を受容せねばならないという原則の、強調的言説であり、まさに権威ある言説である。その全ての欠陥にも拘らず、ウェストファリア条約は成功に満ちた条約であったし、それゆえに我々がそれから積極的教訓（positive instruction）を抽出するということは驚くべきことではない。[271]」

このようにロリマーは、法と事実の不可分性という観点から国際法を捉え、それを実現したものとしてウェストファリア条約を高く評価するのである。[272]

以上の他にも、一九〇五年のL・オッペンハイム（Lasa F.L. Oppenheim）の『国際法』（*International Law*）初版[273]では、国際法史に関する記述において、「一六四八年のウェストファリア条約を通じての三十年戦争の終了は、一六四五年のグロティウス死去後の最初の極めて重要な出来事である」とされ、またウェストファリ

ア講和会議は「諸国の共通合意によって国際的事項を解決するという目的のために招集された歴史上初の欧州規模の会議（a European Congress）であった」とされている。[274] 更に、ハーシー（A. S. Hershey）は彼の国際法概説書において、「[ウェストファリア条約は] 欧州に一種の国際憲法（a sort of international constitution）を付与し、それはフランス革命に至るまで欧州公法の基礎であり続けた」としている。[275]

2　フランス系及びその他の諸学者

一九世紀中葉以降に公刊された国際法関連の仏語文献の中からは、先ず、コッホ以来の講和条約史研究の継続の事例として、ウルソフ（A. M. Ourousov）の著作を挙げたい。ウルソフは一八八四年に本論四四〇頁にわたる『欧州諸国間で締結された主要講和条約の略史』（*Résumé historique des principaux traités de paix conclus entre les puissances européennes*）を著した。[276] その記述及び考察対象は、ウェストファリア条約から一八七八年のベルリン条約までとされ、前者についての記述は三十年戦争の経過説明を併せて一三頁であって決して多くはないものの、講和条約史の「原点」にウェストファリア条約を据えるという記述方法が定着していることが窺える。

また、国際法概説書としては、デパニェ（Frantz Despagnet）の著作[277]が挙げられる。彼は、同書の序論第一章「国際法の歴史的展開」（Développement historique du droit international）において、国際法の歴史を古代からの通史として描いている。[278] その際に、全体を五節に区分し、その第二節と第三節の切れ目をウェストファリア条約としている。そして、彼は次のような評言を加えている。「古き精神に対する新しい精神の戦闘の暴力的表現であった三十年戦争の後に、ミュンスターとオスナブリュックで行われた交渉が有名な所謂ウェストファリア条約（一六四八年）を生み出した。同条約は、世論の偉大な成果と国際法学者の著作、とりわけ名高いグロティウスの『戦争と平和の法』（一六二五年）、によって既に準備されていた新たな時代を記録した。」更にこれに続き、

「ウェストファリア条約から引き出される、そして国際法の近代的理論の基礎を構成する本質的観念」としての「対外関係における国家主権」が「それまでの教皇庁に代表される宗教的影響から解放され」、「その結果、国際関係における古来の宗教的排外主義が廃棄され、プロテスタント派とカトリック派の全キリスト教徒間の欧州協調が確立される」こと、「専制的精神に発する排外主義」も消滅し、「共和制国家（États républicains）、即ち、スイス・オランダ・ヴェニスが諸王国と平等になる」こと、そして「外交はウェストファリア条約において諸国家の法的平等の原則を確認し、またそれらの間に存在する一つの社会（*société*）の基本的観念を受容することが可能となり、それによって諸国家は全てのそれらの相互関係を共通合意に基づき規制せねばならない」ことが挙げられている。その上で、「国際関係に対する実際的影響という観点（即ち、政治的影響と呼ばれ得る）では、ウェストファリア条約はフランス革命に至るまで欧州世界の基本憲章（la charte fondamentale）とでも呼ぶべきものを構成する」とするのである。(279)

また、クレティアン（Alfred Chrétien）も彼の概説書の「序論」中に「歴史における国際法の進歩と展開の概観」（Aperçu des progrès et du développement du droit international dans l'histoire）と題する節を設け、その全体を五期で構成し、第三期と第四期をウェストファリア条約によって区分している。そして、第三期「［ローマ］帝国崩壊からウェストファリア条約まで」の記述の最後を、「結局、国家の平等と独立という観念（Idée）自体は依然として生まれなかった」のであり、「それは一六四八年に所謂ウェストファリア条約の中で実現される偉業となるのである」として結び、更に第四期「ウェストファリア条約（一六四八年）からヴィーン会議（一八一五年）まで」の冒頭の一文を「ミュンスターとオスナブリュックにおける殆ど全ての欧州諸国の代表の会合は、一種の国際共同体として、実際に歴史上前例のないものであった」とするのである。(280)

ボンフィス（Henry Bonfils）の概説書においても「序論」中の第七節（「国際関係の歴史的展開の概観」（Aperçu

du développement historique des relations internationales）において国際法の歴史全体を五期に区分し、その第二期と第三期の切れ目がウェストファリア条約とされている。（したがって、前述のデパニェの著作と同一の時代区分上の位置付けとなっている。）そして、「ウェストファリア条約は近代国際法の真の出発点であったし、一七八九年までの国際関係の基礎（la base des relations internationales）であった」とされている。(281)

また、イタリアのフィオレ（Pasquale Fiore）は彼の国際法概説書の冒頭で国際法の歴史全体を四期に区分して論じ、その第二期と第三期をウェストファリア条約によって区分している。そして、特に勢力均衡の維持に同条約が役立ったという点から、同条約が近代諸国家の発展に寄与したとしている。(282)

ロシア（エストニア）のマルテンス（F. de Martens）は、国際法の歴史を三期に区分し、第一期と第二期をウェストファリア条約によって分けている。同条約に関する記述は比較的詳細であるが、その内容には特筆すべき点は認められない。(283)

更に、同様の時代区分は、アルゼンチンのカルヴォーの概説書においても見られる。即ち、同書ではその「序論」中の「国際法の歴史的素描」（Esquisse historique du droit international）と題された一節で、全体が八期に区分されており、その第二期が「ローマ帝国の崩壊からウェストファリア条約まで（四七六年から一六四八年）」、第三期が「ウェストファリア条約からユトレヒト条約まで（一六四八年から一七一三年まで）」とされているのである。(284)

ベルギーのネイス（Ernest Nys）は、三巻で構成される概説書の第一巻に含まれる長い「序論」の殆どを国際法史の記述に当てている。その中でウェストファリア条約は第一〇節において複数箇所で登場するが、最終的に次のような評価が下されている。「欧州諸国の法の発展という観点からは、特に二つの点が重要であった。即ち、それは、一般的統治における（dans le gouvernement général）帝国の構成員の諸権利の承認とかれらの領域的特

権（leur prérogative territoriale）の確認である。欧州の中央部に三五五の主権国家（États souverains）が見出されたが、それらは領域的『優越性』（la〈supériorité〉territoriale）やその他の以前にかれらが享受した権利、即ち、特権や特典（prérogative et privilèges）、の行使としてでは決してなく維持され、また、当該同盟が皇帝及び帝国、並びに公共の平和とウェストファリア条約自体を害するものでなければ、各々が自己保存と自身の安全保障のために、かれら自身の間でもまた外国勢力との間でも同盟することが自由とされたのである。[285]」ネイスのこのウェストファリア条約に関する記述は他書に比較すれば詳細であるが、その理解自体は「神話」に準じているものと言えよう。

第五節　第三章のまとめ

以上本章で論じられてきたことから、次の点が明らかとなる。即ち、ホィートンの著作、特に『欧州国際法史』において「ウェストファリア神話」が完全な形で提示されており、それ以後の国際法概説書における歴史に関する記述は同神話を受容する内容となっている。しかも、この神話受容という現象は同書公刊（一八四一年）の直後から明白になる現象であると言えるのである。[286]

この一九世紀中葉以降における「ウェストファリア神話」の急速な浸透を傍証するのが、本稿第二章第一節で紹介したマルテンス（G. F. von Martens）の『概説』における変化である。既に確認された通り、元来マルテンス自身はウェストファリア条約に特別な意義を付与していなかった。ところが、一八六四年に出版されたベルジェ（M. Ch. Vergé）による『概説』改訂版の第二版では、その「序論」の第一〇節（「近代国際法の起源」）において、古代ギリシャ・ローマ以来の国際法に類似した現象が挙げられた後に、「しかし、一般的には近代国際法の主要な時期はウェストファリア条約に始まる[287]」とされているのである。

結　論

一七九五年に公刊された『ウェストファリア条約の精神』（*Geist des Westphälischen Friedens*）と題された著書の「序言」の冒頭においてピュッター（Johann Stephan Pütter）は次のように述べている。「ウェストファリア条約を巡る歴史への入門書を扱い、或いは同条約に関連する文書を提示し又は注釈と共に同条約自体を扱う著述家については、枚挙に暇がない。」(288)

この言葉に表されているように、既に一八世紀末において、ウェストファリア条約を巡る著作が多数存在していたことは意識されていた。本稿で考察の対象とされた著作は、その総体の中の極めて僅かな部分でしかないであろう。特に、一七世紀及び一八世紀の文献について、資料収集上の現実的制約を理由としてそれらが充分に活用・参照され得なかったため、このことは妥当する。それゆえ、本稿の論述から何らかの一般的結論を導くことは慎まなければならない。それでも、本稿で検討され得た事柄の範囲内で、次の二点を結論として提示することは許されよう。

第一に、ウェストファリア条約締結以降一九世紀初頭に至るまで、国際法概説書において「ウェストファリア神話」が表明されることはなかったことが挙げられる(289)。「神話」とされる理解が国際法概説書の中に明確に登場するのは一九世中葉以降のことであり、その理解は急速に広まる。そして、その大きな契機となった著作は一八四一年に公刊されたホィートンの『欧州国際法史』であると推定される。

第二に、一八世紀までの「国際法」関連著作においては、神聖ローマ帝国の国制に関わる事項が「国際法」上の事柄として扱われていたことも理解される。（そしてこのことは、「一八世紀において公法（*jus publicum*）、国際

法及び政治学（Politik）は密接に結び付いていると見られたのである」とするシュトライス（Michael Stolleis）の指摘[290]を国際法史研究の立場から確認することを意味する。）また、ウェストファリア条約が論じられる場合には、帝国国制上の問題として扱われており、そのため、同条約は「帝国の基本法」ではあっても、「（欧州）国際関係の基本法」とは認識されていなかったのである。

以上のことから、本稿における主題の一つ（「ウェストファリア神話」は何時から始まったのか）に対しては、解答が得られたことになる。そして、それは本稿の「序論」で挙げた、オヅィアンダーの見解（一九四八年のグロス論文を「神話」受容の契機とする）やルサフェールの前提（一七・一八世紀の学説においてウェストファリア条約に重要性が付与されていたとする）に修正を迫るものである。

それでは、もう一つの主題（「ウェストファリア神話」はいかにして形成されたのか）についてはどのような解答が与えられるのであろうか。

一九世紀中葉における「神話」の受容の契機としてホィートンの『欧州国際法史』が大きな役割を演じたものと推測されるが、ここで看過されてはならないことは、同書に示されている「神話」は必ずしもホィートンの独創によるものではないことである。

既に見たように、一八世紀中葉以降には若干の「国際法史」或いは「条約史」の専門研究書が公刊され、その中でウェストファリア条約が欧州の近代的条約関係の始点とされていた。そして、それらの中ではシェル版『講和条約略史』において「ウェストファリア神話」が比較的明確に姿を現していた。また、同書は『欧州国際法史』においてホィートンによりかなりの頻度で参照されている。[291] つまり、シェル版『講和条約略史』に示されている見解にホィートンが影響を受けていたことが推測されるのである。（この『講和条約略史』の影響という点に関連して、例えば、前述したヘフターの一八四四年初版の独語概説書の「序論」における（国際法の歴史に限定されない）

記述の中で、ホィートンの著作への参照箇所が多数見受けられる[292]と同時に、コッホ版及びシェル版の『講和条約略史』が参照されているという事実が指摘され得る[293]。）

更に、この一八世紀中葉以降における「国際法史」や「条約史」の研究の開始や、或いは当該研究においてウェストファリア条約を近代国際法の原点とする思考には、国際法学以外の場において、当時既に「ウェストファリア神話」に近い理解が流布していたことが反映されているものと推測される。その一つの傍証が、ホィートンの『欧州国際法史』がフランス学士院募集の懸賞論文への応募作であり、その際の課題が「ウェストファリア条約以降の欧州において国際法がもたらした進歩とは何か」であった[294]という事実である。即ち、この事実には、既にその当時（少なくとも、フランスの学識層の間では）、同条約を欧州世界の歴史の中で特別な地位にあるものとする理解がかなり浸透していたことが反映されているものと理解される[295]。したがって、既にホィートンの著作以前に発生していた、ウェストファリア条約を欧州秩序の基本であるとする理解を基盤として、一九世紀中葉のホィートンの著作が生み出されたものと推測されるのである。

以上のように考えるならば、「ウェストファリア神話」はホィートンの著作を決定的契機として一九世紀中葉に創出されたのであり、また神話の誕生の知的土壌は一八世紀に作られていたことになる。換言するならば、ウェストファリア条約の作成直後から一八世紀に至るまで、（帝国国制上は兎も角として）国際法上或いは欧州国家間関係において同条約は何らかの特別な重要性を有するものではないとする理解が一般的であったと考えられるのである。そして、その理解は、同条約の総体を読むならば、正しいものである[296]。「ウェストファリア神話」は誤りであり、神聖ローマ帝国消滅後の近代的主権国家の並存体制が欧州に確立した時代以降の想像の産物なのである。

(211) Fr. Saalfeld, *Grundriß eines Systems des europäischen Völkerrechts* (Göttingen, 1809).
(212) Ebd., S. 2-5.
(213) 但し、「武装中立」に関する記述（Ebd., S. 136-143.）のように事例を通じて説明される事項もある。
(214) Ebd., S. 182-190.
(215) Fr. Saalfeld, *Handbuch des positiven Völkerrechts* (Tübingen, 1833).
(216) Ebd., S. 8.
(217) Th. von Schmalz, *Das europäische Völker-recht* (Berlin, 1817).
(218) 尚、一八一五年から一八六六年のドイツ内の連合（Deutscher Bund）は通常「ドイツ連邦」と訳されるが、その設立文書によれば、連合の目的がドイツ内外の安全の維持と共にその構成国の「独立と不可侵」の維持が掲げられており（第二条）、また、各構成国が同盟権を有している（但し、連合又は個別の構成国を危うくするものは禁止されている。）（第一一条）など、各構成国の独立性は高く、更に、主権が各構成国に保持されているように思われる文言（前文及び第一条）が存在しているため、本稿では「ドイツ連合」とする。因みに、各構成国は「権利において平等」（第三条）とされているが、この連合の議会では加重投票制が採用されており（第四・六条）、主権平等原則は貫徹されていない。この設立文書は次の文献に収められている。C. Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series* (Dobbs Ferry, N.Y., 1969-), vol. LXIV, pp. 443-452.
(219) Schmalz (Anm.217), S. 41.
(220) Ebd., S. 209. 尚、"Besitzstand" は「財産」・「資産」をも意味するが、ここでは「占有」が問題とされている。
(221) J. L. Klüber, *Droit des gens moderne de l'Europe*, 2 tomes (Stuttgart, 1819).
(222) J. L. Klüber, *Europäisches Völkerrecht* (Stuttgart, 1821).
(223) 但し、ウェストファリア講和会議については論じられている。Ebd., S. 31-32.
(224) Ebd., S. 226-227.
(225) Ebd., S. 68-69.
(226) Ch. D. Voß, *Geist der merkwürdigsten Bündnisse und Friedensschlüsse des achtzehnten Jahrhunderts*,

4 Bd. (Gera, 1801-1802).

(227) 『国際法古典叢書』の編者スコット（J. B. Scott）により作成されたと思われる一覧表では、ヴァッテルの『国際法』の版について、仏語版が一七五八年ロンドン版から一八六三年パリ版まで一〇版、英語版が一七五九年ロンドン版から一八五四年フィラデルフィア版まで一二版、西語版が一八一〇年マドリー版から一八三六年パリ版まで六版、独語版（一七六〇年ニュルンベルク・フランクフルト・ライプツィヒ）及び伊語版（一八〇五年ミラノ版）が各一版、列挙されている。Vattel (1758) (The Classics of International Law (1916)), lvi-lix. また、マルテンスの『概説』については前註(154)・(155)を見よ。

(228) Ch.-G. Koch (F. Schoell), *Histoire abrégée des traités de paix, entre les puissances de l'Europe, depuis la paix de Westphalie*, 15 tomes (Paris, 1817-1818).

(229) *Ibid*., tome I (Introduction), p. 6.

(230) コッホ自身の構想については、コッホ版『講和条約略史』の次の箇所を見よ。Koch (note 205), tome I (Introduction), pp. 4-5.

(231) Comte Guillaume de Garden, *Histoire générale des traités de paix et autres transactions principales entre toutes les puissances de l'Europe depuis la paix de Westphalie*, 15 tomes (Paris, 1848-1887). 但し、同書中には刊行年についての記載はなく、この刊行年はハーグ平和宮図書館（The Peace Palace Library）の蔵書目録に従った。

(232) H. Wheaton, *Elements of International Law*, 2 vols. (London, 1836)（以下、註では“Wheaton (1836)”とする）.

(233) H. Wheaton, *Histoire des progrès du droit des gens en Europe depuis la Paix de Westphalie jusqu'au Congrès de Vienne* (Leipzig, 1841)（以下、註では“Wheaton (1841)”とする）.

(234) H. Wheaton, *History of the Law of Nations in Europe and America; from the Earliest Times to the Treaty of Washington, 1842* (New York, 1845)（以下、註では“Wheaton (1845)”とする）.

(235) ホイートン自身の説明によれば、仏語初版はフランス学士院懸賞論文（課題「ウェストファリア条約以降の欧州

において国際法がもたらした進歩とは何か」）への応募論文として執筆され、英語初版はこの仏語初版に大幅な加筆（特に、ウェストファリア条約以前の欧州国際法史に関する導入部分）を行ったものであるという。（Wheaton (1845), Preface.）したがって、両版の内容は一致しない。

(236) Wheaton (1836), vol. I, p. 112.

(237) Wheaton (1841), pp. 1-17.

(238) *Ibid.*, pp. 21-23.

(239) *Ibid.*, p. 21.

(240) *Ibid.*, p. 22.

(241) *Ibid.*, p. 23.

(242) Wheaton (1845), p. 71.

(243) *Ibid.*, pp. 69-78.

(244) *Ibid.*, pp. 71-72.

(245) Wheaton (1841), p. 21. 尚、英語初版では、領邦の数は「三五五を下回らない」(Wheaton (1845), p. 72.) とされ、また「それ［ウェストファリア条約］は同時に、帝国等族をその連邦上の首長（its federal head）である皇帝から殆ど独立させた」(*Ibid.*, p. 69.) とされている。

(246) Wheaton (1845), pp. 72-78.

(247) 尚、ホィートンの『欧州国際法史』初版上梓と同じ年にJ・S・クリューバー（Johann Samuel Klüber）が『欧州最初の基本条約及びドイツ諸邦における大憲章として知られているウェストファリア条約、即ち一般的宗教講和条約の永続的効力についての国際法上の証明』(J. S. Klüber, *Völkerrechtliche Beweise für die fortwährende Gültigkeit des westphälischen oder allgemeinen Religions = Friedens, wie er als erster Grund = Vertrag von Europa und* charta magna *in teutschen Staaten, bekannt ist* (Nürnberg 1841)) を公刊している。この著作は、本論五二頁とIPO第五条の抜粋をはじめとする資料六六頁から構成されている。同書では「ウェストファリア条約は神聖同盟（der heilige Bund（Allianz））と同様に、確かに一つの新たな時代をもたらした出来事である」(Vor-

rede und Einleitung, iii.）として、「神話」に類似した理解が示されている。しかし、全体的に見てその内容は、欧州国家間関係の歴史の中での同条約の位置付けも若干試みられてはいるが、殆どが（表題に現れている）宗教講和としての同条約の重要性を説くものである。そしてその中で表題から期待されるような「[同条約の]永続的効力についての国際法上の証明」は行われていないように思われる。それでも、一八四一年という公刊年の一致が、ウェストファリア条約が有したとされる全欧州的影響についての認識がこの時期に急速に拡がっていたことを示唆していると言えよう。

(248) A. W. Heffter, *Das europäische Völkerrecht der Gegenwart* (Berlin, 1844).
(249) Ebd., S. 16.
(250) Ebd., S. 33-34.
(251) H. B. Oppenheim, *System des Völkerrechts*, 2. Aufl. (Stuttgart/Leipzig, 1866).
(252) Ebd., S. 21-24.
(253) Ebd., S. 87-90.
(254) F. von Holtzendorff, *Einleitung in das Völkerrecht* (*Handbuch des Völkerrechts*, Bd. 1) (Berlin, 1885).
(255) Ebd., S. 387-388.
(256) Ebd., S. 387.
(257) Ebd., S. 390.
(258) F. von Liszt, *Das Völkerrecht systematisch dargestellt* (Berlin, 1898).
(259) Ebd., S. 9-11.
(260) Ebd., S. 12-13.
(261) 以上の他にも、例えば、フーン（E. H. Th. von Huhn, *Völkerrecht* (Leipzig, 1865)）は「ウェストファリア条約締結の際の]長期にわたる交渉と[同条約]の多数の規定が、近世の国際法にとっての最初の基礎（Grund）を築いた」（Einleitung, S. 23.）とする。但し、「一八一四年及び一八一五年の諸条約が今日の欧州国家系の基本（Grundlage）を創設した」（Ebd.）としている点は注意を要する。

(262) T. Twiss *The Law of Nations Considered as Independent Political Communities* (Oxford, 1861).

(263) *Ibid.*, pp. iii-iv. 更に、グロティウスについて「三十年戦争の初期に登場した、戦争と平和の法に関するグロティウスの論文は、政治家たちの心に領域主権の観念を親しませることによって、それら条約の締結への途を拓くのに際立った貢献をした」とされている。*Ibid.*, p. iv.

(264) T. J. Lawrence, *The Principles of International Law* (London/New York, 1895), p. 53.

(265) J. Westlake, *International Law*, in 2 vols. (Cambridge, 1904/1907).

(266) *Ibid.*, vol. I, p. 44.

(267) J. Westlake, *Chapters on the Principles of International Law* (Cambridge, 1894).

(268) *Ibid.*, pp. 55-59.

(269) J. Lorimer, *The Institutes of the Law of Nations*, 2 vols. (Edinburgh/London, 1883) (Reprint, Aalen, 1980).

(270) *Ibid.*, vol. I, p. 39.

(271) *Ibid.*, vol. I, p. 40. ロリマーはこれに続いて、消極的教訓（negative instruction）を「失敗した、或いは部分的に成功した諸条約」から導出するとして、その例を「自由船、自由貨」原則を規定する一八五六年パリ条約の「至高なる宣言」（the solemn declaration）に求めている。*Ibid.*

(272) また、ウェストファリア条約への他の言及箇所では、ロリマーは、勢力均衡原則（the Doctrine of the Balance of Power）の黙示的始点として同条約を位置付けることによって、一六四八年以来の同原則により支えられた「普遍的秩序」（cosmopolitan organisation）の存在を肯定している。*Ibid.*, vol. II, pp. 197-198.

(273) L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, vol. I (Peace) (London/New York/Bombay, 1905).

(274) *Ibid.*, p. 60. また、この文脈において「欧州の勢力均衡が姿を現し、諸国家の共同体（the Family of Nations）の構成員の独立の保障としての黙示的原則となった」とも述べられている。*Ibid.*, pp. 60-61.

(275) A. S. Hershey, *The Essentials of International Public Law* (New York, 1914), p. 56. 但し、ハーシーは次の点を付け加えている。「しかし、ウェストファリア条約により世界に明らかにされたような諸国家の国際共同体

(the International Community of States) が、現在の諸国民の社会 (the Society of Nations) によって理解され、実践されているような国際法学の承認を含意するものと想定するならば、それは深刻な誤りであろう。今日存在する国際法学は、緩慢な歴史的生成の結果であり、一方での若干の理論乃至は原則、他方での国際的実行乃至は慣習という二つの要素の産物なのである。」つまり、彼は単純な「ウェストファリア神話」的理解には同調していないものと解される。

(276) A. M. Ourousov, *Résumé historique des principaux traités de paix conclus entre les puissances européennes depuis le traité de Westphalie (1648) jusqu'au traité de Berlin (1878)* (Evreux, 1884).

(277) F. Despagnet, *Cours de droit international public*, 2e éd. (Paris, 1899).

(278) *Ibid*., pp. 1-26.

(279) *Ibid*., p. 18. 尚、引用文中の「社会」は原文では強調斜字体である。

(280) A. Chrétien, *Principes de droit international public* (Paris, 1893), p. 34.

(281) H. Bonfils (revue par Paul Fauchille), *Manuel de droit international public*, 2e éd. (Paris, 1898), p. 37.

(282) P. Fiore (traduction par Ch. Antoine), *Nouveau droit international public*, 2e éd., tome I (Paris, 1885), pp. 38-39. 尚、仏語初版は一八六八年にパリで公刊されている。

(283) F. de Martens (traduction par A. Léo), *Traité de droit international* (Paris, 1883), pp. 114-118.

(284) Ch. Calvo, *Manuel de droit international public et privé*, 3e éd. (Paris, 1892) (rep. 2004 in Elibron Classics), pp. 1-67.

(285) E. Nys, *Le droit international: Les Principes, les théories, les faits*, 3 tomes, (Bruxelles, 1904), tome I, p. 25.

(286) 勿論、全ての国際法概説書が「ウェストファリア神話」を記しているのではない。例えば、カルテンボルン (C. B. Kaltenborn von Stachau, *Kritik des Völkerrechts nach dem jetzigen Standpunkt der Wissenschaft* (Leipzig, 1847)) は (この著作が理論史的研究を中心としていることによるのであろうが) ウェストファリア条約への実質的な言及を行っていない。ブルンチュリ (J. C. Bluntschli, *Das moderne Völkerrecht der civilisierten*

Staaten (Nördlingen, 1868)) もまた、通史的記述を若干行っている (S. 10-17) が、理論史的側面が中心で、ウェストファリア条約への実質的評価は見出せない。リヴィエ (A. Rivier, *Principes du droit des gens*, tome I (Paris, 1896)) は、「一六四八年」についての言及 (p. 58.) や勢力均衡に関する記述 (pp. 276-7, 400-7.) を行っている（そして、ユトレヒト条約にも言及している）ものの、ウェストファリア条約には言及してない。以下の文献においても、国際法の歴史を論ずる章や節が設けられていながら、ウェストファリア条約への言及がない点では同様である。Th. Funck-Brentano/A. Sorel, *Précis du droit des gens* (Paris, 1877): George B. Davis, *Outlines of International Law* (New York, 1887).

(287) G.-F. de Martens (par M. Ch. Vergé), *Précis du droit des gens moderne de l'Europe* (2 tomes), tome I, 2e éd. (Paris, 1864), p. 60.

(288) Pütter (Anm. 208), Vorrede.

(289) ヴォスは、「一七世紀及び一八世紀のドイツの歴史書においてウェストファリア条約は再度問題にされることはなかった」として、（同条約の重要性が一般的に認識された上のことであろうが）評釈なしに事実のみを詳述するのが一般的であったとする。そして、そのような記述方法は、本稿でも論じられたプーフェンドルフ及びグントリンクにも妥当するとしている。Voss (note 122), p. 176. 彼はまた、ナポレオン戦争期以降のドイツの学者による歴史記述におけるウェストファリア条約像の根本的な転換を民族主義の勃興と関連させた議論を展開している。*Ibid.*, pp. 179-183.

(290) Stolleis (Anm. 42), S. 50.

(291) Wheaton (1841), *e.g.*, pp. 23, 71, 118, 196, 211, 213, 215, 217, 228-229, 261, 309, 320, 337, et 355.

(292) 例えば、次の箇所を見よ。Heffter (Anm. 248), S. 2, 11, 20, 21, 22.

(293) Ebd., S. 15.

(294) Wheaton (1841), Préface: Wheaton (1845), p. iii.

(295) それを傍証するのが、ルソー (J.-J. Rousseau) が、一七五六年の『サン・ピエール師の永久平和論の抜粋』において、勢力均衡を巡る議論の中で神聖ローマ帝国国制に関する様々な欠点を列挙した後に述べる次の一文である。

「帝国国制のそれらの欠点にも拘らず、帝国が存続すること、ヨーロッパの均衡が破壊されないこと、何れかの君主が他の君主により王冠を奪われることを恐れる必要のないこと、そしてウェストファリア条約が永遠に我々にとって政治体制の基礎であり続けることは、確実である。」J.-J. Rousseau, *Extrait du projet de paix perpétuelle de monsieur l'Abbé de Saint-Pierre* (1756); E. Vaughan (ed.), *The Political Writings of Jean-Jacques Rousseau*, 2 vols (Cambridge, 1915), vol. I, p. 372. 尚、この点については、拙稿「ジャン＝ジャック・ルソーによる『国際法』理論構築の試みとその挫折（（一）～（四・完））」『法学研究』（慶應義塾大学）七七巻八号～一一号（二〇〇五年）、（三）、八三―八五頁を見よ。

(296) ウェストファリア条約の全体像については、差し当たり、拙稿（前註(3)）を見よ。